

使用許可条件

1. この許可書は、青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園特定公園施設を使用する前に、必ず受付に提示してください。
2. 施設使用の許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
3. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。
4. 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
5. 競技会、イベント等で使用する場合は、プログラム等内容のわかるものを提出し、必要な事項について1ヶ月前までを目途に職員と打合せを行ってください。
6. 施設内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
7. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただきます。
8. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。
9. 設備及び備品等の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。
10. 取得した個人情報、施設使用に関わる業務に利用します。

※ 申請可能な施設の使用区分

施設	使用区分
テニスコート	10～20面(Sコート10面、Nコート10面の計20面)
50mプール	全面、半面(10レーン)、半面(8レーン)